

第4章 付加機能

(付加機能の提供等)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する付加機能を提供します。

2 当社は、提供する付加機能のうち、料金表第1表第2.1（適用）に定めるものに関しては、前項の規定にかかわらず、契約者から請求があったものとして取り扱います。

ただし、契約者から利用拒否等の意思表示があったときは、この限りではありません。

(付加機能の利用の一時中断)

第28条 当社は、第12条、第23条（契約者回線の利用の一時中断）、第26条の3、第26条の5、第26条の7、第26条の11（その他の提供条件）に規定する契約者回線の利用の一時中断を行ったときは、付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。